

第一種特定鳥獣保護計画
ーツキノワグマー

平成30年度事業実施計画

京都府農村振興課

目 次

1	保護管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	保護管理すべき区域	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 地域個体群の区分	1
4	保護管理の目標	1
5	被害防除対策に関する事項	1
	(1) 出没状況、人身被害等	1
	(2) 農林業被害	2
6	捕獲等又は数の調整に関する事項	2
	(1) 被害防止捕獲	2
	(2) 錯誤捕獲	3
7	生息地の保護及び整備に関する事項	3
8	その他保護管理のために必要な事項	3
	(1) 近隣府県との連携	3
	(2) モニタリング	3
	(3) 普及啓発（被害対策指導）	4
	(4) 府職員による捕獲個体計測及び試料採取	4
	【別添1】 ツキノワグマ出没対応マニュアル	5
	【別添2】 クマ剥ぎ被害対応マニュアル	11
	【別添3】 ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアル	14

1 保護管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

2 計画の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 保護管理すべき区域

(1) 対象地域

京都府全域

(2) 地域個体群の区分

ア 丹後個体群（由良川より西側）

〈関係市町4市2町〉福知山市（由良川以西・以南）、宮津市、舞鶴市（由良川以西）、京丹後市、与謝野町、伊根町

イ 丹波個体群（由良川より東側）

〈関係市町6市1町〉京都市、亀岡市、南丹市、綾部市、福知山市（由良川以東・以北）、舞鶴市（由良川以東）、京丹波町

※ H29年度のDNA分集団解析により、丹後-丹波個体群間での移出入があり交雑個体が確認された。

4 保護管理の目標

人身被害や地域住民の精神的不安を軽減することを目標とし、目撃情報等に関する注意喚起、不要果樹の除去等の対策とともに、迅速、適正な捕獲許可を行う。

なお、本計画ではクマが出没した際の対応や被害防除、捕獲対応（被害防止捕獲、予察捕獲）について、以下の対応マニュアルに基づき対応する。

(1) ツキノワグマ出没対応マニュアル（別添1）

クマが人家周辺等、人の生活圏に出没した場合や、狩猟行為等による誤捕獲の場合などの対応方針を定める。

(2) クマ剥ぎ被害対応マニュアル（別添2）

クマ剥ぎはクマの生息地の中心である森林で発生する被害であり、他の農林業被害とは異なった対応が必要であるため、クマ剥ぎ被害に対する対応方針を定める。

(3) ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアル（別添3）

果樹園や養蜂場への被害は、地域の産業として与える影響が大きいため、その被害に対する対応方針を定める。

5 被害防除対策に関する事項

(1) 出没、精神的被害

クマの目撃情報については、府民からの目撃情報を市町村、警察等関係機関と協力を得て広く収集し、データベース化するとともに、その情報を府ホームページで発信し人身被害の未然防止を図る。

また集落への出没対応として、クマの主な誘因物であるカキ等果樹を集落内に放置しないよう防除対策に努めることとし、捕獲についてはツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき適正に実施する。

(2) 農林業被害

農林業被害は減少傾向にあるが、被害金額に計上されない人家敷地内の柿の食害等、依然として被害が発生していることから、クマ剥ぎ被害対応マニュアル、ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）対応マニュアルにより適切に防除対策を実施する。

なお、クマ剥ぎ被害への対応ではテープ巻き防除等の推進、農地・果樹園への出没対応は廃果の適切な処理、果樹園や養蜂場周辺への電気柵の設置等を推進する。

6 捕獲等又は数の調整に関する事項

府内のクマの推定生息数は増加傾向にあり、平成29年度は丹後個体群では約820頭（個体数水準4）、丹波個体群は約310頭（個体数水準2）であった。

なお、推定手法は標識再捕獲法と階層ベイズ法の2方法とする。

表1 各推定手法による推定生息数

個体群	推定手法	平成29年度推定値
丹後	捕獲個体による標識再捕獲法	616頭 (2014～2017年度期間)
	階層ベイズ法	1036頭(中央値)
	計画上の推定数	約820頭
丹波	捕獲個体による標識再捕獲法	219頭 (2014～2017年度期間)
	階層ベイズ法	414頭
	計画上の推定数	約310頭

(1) 被害防止捕獲

本計画の各対応マニュアルに基づき、各個体群毎に定めた捕殺上限数の範囲内で防除対策とあわせて被害防止捕獲を実施する（表2）。

また人身被害及び生活環境被害のおそれがある場合は、ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき予察捕獲による捕獲許可申請を行い、銃により捕獲することを可能とする。

表 2 平成30年度クマ捕殺上限数

個体群	固定数値			H29からの持ち越し数			平成30年度 捕殺上限数 (A+D)
	推定生息数(頭) H29.12月現在	捕殺上限 割合	捕殺上限数 A(頭)	H29上限数 B(頭)	H29捕殺数 C(頭)	D(B-C) (頭)	
丹後	820	12%	98	86	53	33	131
丹波	310	8%	25	17	16 [※]	1	26

※ H29捕殺総数30頭から舞鶴市大浦半島での大量出沒による捕殺数14頭を引いたもの。
この考え方については H29. 9月の専門家の意見も踏まえ判断。

(2) 錯誤捕獲

クマの錯誤捕獲防止の普及啓発を実施するとともに、錯誤捕獲防止チラシを配布し、わな管理の徹底を啓発する。

また、目撃や痕跡があった周辺では、わなの稼働の一時停止や、場所の移動をするなど状況判断し事案毎に適切な対応を検討するよう指導する。なお放獣作業は、麻酔処置が伴う危険な作業のため専門の業者に委託して実施する。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

農業関係団体とも連携し、誘引物の除去や冬場の農地管理について普及啓発を進めるとともに、人と野生動物との住み分けを促進するため、広葉樹植栽、強度間伐による自然植生の回復を図り、バッファゾーン整備を進める。

8 その他保護管理のために必要な事項

(1) 近隣府県との連携

府県境を超えて広域的なクマの地域個体群の保護管理等に資することを目的とするため、兵庫県、大阪府、滋賀県、福井県、鳥取県、岡山県と定期的な情報交換を実施するなど、隣接府県との連携を進める。

- ① 丹波個体群：ツキノワグマに関する3府県情報交換会（福井県、滋賀県）
- ② 丹後個体群：近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会準備会（大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県）

(2) モニタリング

従来から実施している生息動態調査に加え、捕獲等で得られる捕獲情報、被害情報及び出沒情報等の情報収集体制を整備する。

① 生息状況調査

- ア 捕獲情報調査：狩猟者等から回収したデータにより分布状況等を把握
捕獲個体から得られた歯による齢査定を実施
- イ 生息密度調査：捕獲個体等の試料を用いて調査を実施
出没等情報及び誤捕獲等情報を解析する。また、ヘアトラップ法の導入について検討する
- ウ 生息数の推定：階層ベイズ法、標識再捕獲法により推定

② 被害調査

被害農林家への聞き取りによる被害調査を実施するとともに、被害対策の効果検証を行う。農林業被害が発生した全地域で実施する。

③ 生息環境調査

主要な食物資源であるブナ科堅果類の結実調査を実施し、出没状況や生息密度調査に活用する。

生息数が増加し目撃情報が多い丹後個体群では調査箇所数を増やし実施する。

(3) 普及啓発（被害対策指導）

クマの生態や被害対策指導等の普及啓発を進め、行政、警察、自治会、学校の連携による人身被害の未然防止のための取組を推進する。

(4) 府職員による捕獲個体計測及び試料採取

捕獲個体の身長、体重等の計測作業や試料採取作業については、適正で迅速に対応できるよう体制を整える。

1 目的

京都府のツキノワグマ（以下クマという。）の生息数は、丹波個体群が約310頭、丹後個体群が約820頭と推定され、環境省発行の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）2010年3月発行によれば、丹波は個体数水準2の絶滅危惧地域個体群、丹後は個体数水準4の安定存続地域個体群にあたる。また、府内での分布域及び推定生息数は増加傾向にあるが、京都府レッドデータブック（平成25年度）に掲載され、絶滅寸前種に区分されている。

一方、クマによる人身被害や農林業被害が府内各地で発生し、被害対策への強い要望があり、被害防止捕獲や狩猟による捕獲を行ってきた。しかし、近年、クマが人家周辺など主要な生息地以外に出没する事例が多く、住民の安全確保を図るとともに、クマの個体群の維持も同時に考える必要がある。このため、人身被害のおそれからの必要以上の捕獲を避け、学習放獣による追い払いなど、状況に応じた適切な処置が必要とされる。

本マニュアルは、クマが原則として人家周辺等主要な生息地以外に出没した場合や、狩猟行為等による錯誤捕獲の場合の基本方針を定め、人との軋轢を減少させ、人とクマの共生を図ることを目的としている。なお、クマ剥ぎ被害及び果樹・養蜂被害については別途対応する。

2 出没に対する基本方針

人家周辺等の出没に対しては、出没を避けるための「予防的な措置」と、それを行っていても「クマが出没した場合の措置」の2つを分けて考える必要があり、特に前者の予防的な措置は基本的なものである。

3 予防措置

クマは学習能力が高く、一度生ゴミなどの味を覚えると、頻繁にゴミ捨て場などに現れるようになる。また、学習放獣後に再び戻ってくる可能性が高いため、残飯などの生ゴミなどを適正に管理し、クマが人間の居住地周辺に誘引されないようにすることによって、クマと人の出会いを減少させる。

このため、次の事項について指導及び啓発する。

- (1) クマの出没する可能性のある地域では、ゴミの出し方に留意する。（例：頑丈で臭いが漏れないような構造のゴミ箱の設置、早急なゴミ収集体制の実施など。）
- (2) 集落内の柿の実等を求めてクマが出没しないよう、不要果実の除去、樹幹へのトタン巻きや電気柵の設置等を行う。
- (3) 野外活動時の山中でのゴミ放置を止める。
- (4) 水産廃棄物及び農畜産廃棄物の適正な処理を行う。
- (5) 家畜飼料管理を適正に行う。
- (6) 狩猟、有害鳥獣捕獲、事故（交通事故、防鹿ネット絡む等）による死亡個体等、

動物の死体を放置しない。

(7) 上記(1)～(6)の普及啓発のために広報活動を行う。

4 クマが出没した場合の措置

- (1) 住民等からクマ出没の通報を受けた部署は、別紙通報記録票により、通報者、目撃場所、目撃時刻、目撃個体の状況、負傷者の有無、遭遇時の状況、出没要因等の事項を聞き取り、京都府農林水産部農村振興課（以下、農村振興課という。）に連絡する。
- (2) 人家周辺などに出没し、人身被害が生じた場合、又は生じるおそれ強い場合（人身事故が生じるおそれ強い場合とは、①クマが人を追跡するなど攻撃的な行動をした場合、②クマが人家（廃屋・空家を除く。以下同じ。）や多数の人が出入りする建物に侵入した場合、③誘引物を除去し、電気柵を張るなど防除対策をしてもなお人家の敷地内に頻繁に出没し執着している場合のことをいう。以下同じ。）は、「緊急対応」、それ以外の場合は「一般対応」を行う。

5 緊急対応

人家周辺などに出没し、緊急対応を行う場合は、農村振興課、広域振興局等、市町村、警察署等関係機関が協議の上、捕獲許可等^{*}に基づき捕獲又は殺処分等を行う。
なお、通報を受けた部署は以下の対応を講じる。

- (1) 市町村は地元猟友会に状況を連絡して捕獲班を編成するとともに、捕獲許可申請を行うとともに、警察署と協力して付近住民にツキノワグマが出没したことを知らせ、注意を喚起する。
- (2) 広域振興局等は許可事務を進め、檻等による捕獲準備を行う。
- (3) 農村振興課、振興局等、市町村及び警察等による現場調査を行い、当該個体の行動を監視し、出没の可能性がある地域での立ち入り制限等の措置を講じる。
- (4) クマが人家に侵入しているなど、人身被害の危険な状態が現に差し迫っている場合は、広域振興局及び京都林務事務所（以下、振興局等という。）で対応についてすみやかに現場判断するものとする。なお、一旦危険な状態が回避されるなど、差し迫った場合を除いては農村振興課と協議の上判断し、必要に応じて現地調査の実施や専門家の意見を聞くものとする。

※警察官職務執行法第4条第1項の適用を含む

6 一般対応

クマが緊急対応に該当しないものの人家周辺等に頻繁に出没し、農林産物等に被害を与える場合は、次のとおりとする。

- (1) 人家及び学校などの公共施設周辺、観光地、学校の通学路などに出没した場合は、誘引物の除去及び出没の可能性に対する住民への注意喚起を行い、クマの隠れ場所となるような藪や草地がある場合は、刈り払い等の対策を検討する。また、誘引物の除去が困難な場合等は、電気柵等による防除を実施する。
- (2) 農林業被害（クマ剥ぎ被害を除く）がある場合は、誘引物除去、追い払い、電気柵等による防除等を実施する。

(3) 適切な防除対策と併せて、被害防止捕獲可申請を行い、年度別実施計画に定める捕殺上限数の範囲内において、檻及び銃器による捕獲を可能とし、過去に捕獲履歴の無い捕獲個体であっても捕殺を可能とする。

被害防止捕獲のうち、人家、農地（果樹園を含む）等周辺でクマが出没し、人身被害及び生活環境被害のおそれがある場合は、予察捕獲による捕獲許可申請を行い、銃により捕獲することを可能とする。

7 予察捕獲

農村振興課、広域振興局等、市町村、警察署等関係機関が協力の上、以下の対応を講じる。

- (1) 許可対象者は、第一種銃猟免許を所持し原則として府の定める狩猟マイスター又は狩猟経験7年以上であること。また、予察捕獲を適正に管理するため、許可対象者数は市町ごとに10人程度までとする。
- (2) 許可期間は、第12次鳥獣保護管理事業計画書により、予察表の期間内（4～12月）で許可すること。
- (3) 許可区域は、第12次鳥獣保護管理事業計画書により、予察表の被害発生地域において、人家、農地（果樹園を含む）、公共施設（学校、公民館、社会福祉施設等）、通勤通学に利用する道路（歩行者に限る）から概ね200mの範囲内とする。
- (4) 捕獲方法は銃器に限る。
- (5) 処理方法は埋設又は焼却もしくは有効利用（自己利用に限る）とする。

<予察捕獲>

被害等（生活環境被害及び生態系被害を含む。）のおそれがある場合に実施する予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

（京都府第12次鳥獣保護管理事業計画より抜粋）

8 追い払い作業

追い払いは、必要に応じて専門家のアドバイスを受けながら次により行う。

- (1) 通常の追い払いは、花火、爆竹等により実施する。
- (2) 追い払いには、ゴム弾、花火弾、動物用駆逐煙火（轟音玉等）を使用できる。これらの使用に当たっては、法令上の取り扱いについて事前に確認し、以下の点に留意する。
 - ・ゴム弾、花火弾：第1種銃猟免許所持者が所定の研修等を受けて実施すること。
 - ・動物駆逐用煙火（轟音玉等）：煙火消費保安講習会を受講し、煙火保安消費手

帳（動物駆逐用従事者手帳）の交付を受けて実施すること。

9 放獣作業

- (1) 放獣場所は、捕獲許可による捕獲の場合は、申請前に市町村が選定する。
- (2) 放獣作業は農村振興課が専門業者に委託し、わな設置者や猟友会、市町村等の関係者の協力を得て実施する。
- (3) 放獣個体は計測を行い、イヤータグやマイクロチップ等を装着する。
- (4) 放獣作業は危険が伴うため、捕獲許可を受けた銃器携行者を同行するなど十分な安全確保を行う。

10 専門家（学識経験者）チームの設置

農村振興課は専門家チームを設置し、出没対応、放獣作業等に関する事項について、助言又は協力を得ることとする。

11 その他

振興局等を単位に、休日及び夜間の連絡体制並びに関係者リストを整備する。

ツキノワグマ通報記録票

通報日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分	通報受理者		
通報者	氏名	住所		
	連絡先	自宅	携帯	
目撃記録	目撃場所			
	目撃時刻	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	目撃個体	個体数	頭 (内訳 オトナ 頭 コドモ 頭)	
		大きさ	c m 不明	
		性別	オス メス () 不明	
		移動方向		
		その他個体の特徴など		
	負傷者等	有 (人 負傷の程度) 無		
	遭遇時の状況			
	出没要因	ゴミ類 () ・ 動物の死体 () ・ 養蜂 農作物 () ・ 林産物 () ・ その他 ()		
参考事項	(※危険防止の措置等)			
出没位置メモ (※25,000分の1程度の図面を添付のこと)				

ツキノワグマ錯誤捕獲通報記録票

通報日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分	通報受理者		
罨設置者	氏名		住所	
	連絡先	自宅	携帯	
捕獲記録	捕獲場所			
	捕獲時刻	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	目撃個体	個体数	頭 (内訳 オトナ 頭 コドモ 頭)	
		大きさ	c m 不明	
		性別	オス メス () 不明	
		罨の別	くくり罨 (ワイヤーの太さ等 mm) (かっている場所 前足 後足 指) 檻 (丈夫さ等)	
		場所	人家近く 畑 藪の中 山林 その他 ()	
		放獣の同意	有 無	
		その他個体の特徴など	(※暴れている、おとなしい等)	
	負傷者等	有 (人 負傷の程度) 無		
参考事項				
捕獲位置メモ (※25,000分の1程度の図面を添付のこと)				

クマ剥ぎ被害対応マニュアル

京 都 府

京都府では、クマ剥ぎ被害は林業の生産意欲の減退や森林の荒廃等大きな問題となっているが、その被害発生機構や被害実態については研究が進められているものの未だ不明な点が多くある。

本マニュアルは、これまでの調査・研究の成果と防除体制の現状を踏まえた上で、ツキノワグマ（以下、クマという）の特定鳥獣保護管理計画の一環としてクマ剥ぎ被害への対応策をまとめたものである。

1 目的

京都府のクマ個体群の安定的維持を図りつつ、クマ剥ぎ被害の発生を効果的に減少させることを目的とする。

2 クマ剥ぎ被害とその対応策に関する基本認識

(1) クマ剥ぎ被害

クマ剥ぎとは、クマがスギやヒノキなどの樹皮を剥いで木部部分をかじることである。樹液成分の濃度が高い時期を中心に、4～8月に発生しているが、クマ剥ぎ被害の時期、量、林分は、年によって変動している可能性がある。

1シーズンの被害回数は、一つの林分で1回で終わることもあれば、何度も繰り返し被害を受ける場合がある。

被害齢級は、胸高直径が5cmを越える程度になると見られ始め、3齢級から8齢級くらいの林分に集中して発生し、それ以上の齢級になると散発して発生する傾向が報告されている。ただし、被害を受ける可能性のある林分全てが被害を受けるわけではなく、被害を全く受けない林分もある。

府内において被害が激しい地域は、丹波個体群内の一部地域に限られている。

(2) クマはぎ被害対応策

費用対効果の面から推奨される方法は、造林木の地際から荷造り用テープをらせん状に巻き付ける方法（以下、テープ巻き防除という。）がある。テープが劣化すると巻き直しが必要なため、耐久性の高い資材が用いられることもあるが、一方で耐久性が高いと木部への食い込みや資材の回収等の問題もあることから、生分解性のテープも開発されており、現場のニーズに合わせて使い分けることが必要である。いずれにしても、広い林分を対象に実施し続けることは現実的には困難であり、新しい被害防止方法の開発が必要である。

捕獲には、一般的に密度を下げる密度管理と加害個体を除去する有害鳥獣捕獲とがある。密度管理の実施は、被害がクマの密度とともに変化することが前提となるが、クマ剥ぎ被害がこれにあたるかは不明である。

しかし、捕獲を継続してきているにもかかわらず被害が収まっていないことから、密度管理による被害軽減効果は不十分と思われる。

一方、一般的にクマの行動には個体差がみられるため、クマ剥ぎを覚えた個体が繰り返しクマ剥ぎを行っている可能性を考慮すると、クマ剥ぎ被害防除のため

の捕獲は、加害個体を除去する方が被害軽減効果が高いと考えられる。

3 クマ剥ぎ被害対応策の基本方針

- (1) 被害対応策は、テープ巻き防除などの有効な被害防止方法の推進を優先する。
- (2) 被害対応策は、その効果をできるだけ高めるため、2、3年以内に樹皮を剥がれた新しい被害が確認されている林分（以下、「現被害林分」という。）及びその周辺林分で実施する。
- (3) 現被害林分のうち、被害防止方法としてのテープ巻き防除を早急かつ十分に行うことが困難な場合には、当該年度の年度別実施計画で設定されている年間捕殺上限数の範囲で捕獲を実施する。

4 クマ剥ぎ被害対応策の実施

以下の点に注意し、効率的な防除を実施する。

- (1) 限られた防除量で効果的に被害防止を行うために、現被害林分及びその周辺の林分を防除対象林分とする。
- (2) 被害防止策の実施に当たっては、実施可能な防除量、防除対象林分、地域の事情などを勘案して、被害軽減効果を高められるよう計画的に実施する。
- (3) 現在、被害防止効果の実績が高く、簡易性の面で優れた方法はテープ巻き防除であり、各種事業のテープ巻き防除を積極的に推進する。
- (4) テープ巻き防除以外で高い被害防止効果と継続性の期待できる防止方法の開発、導入を推進する。

5 クマ剥ぎ被害対応策としての捕獲

被害防止捕獲により、以下により適切な捕獲を行う。

- (1) 捕獲可能場所は、現被害林分及びその周辺林分のみとする。
- (2) 捕獲可能期間は、クマ剥ぎ発生のおそれのある5月1日から7月31日までが望ましいが、被害確認の遅れや檻の設置作業期間等を考慮して、当面は5月1日から8月31日までとする。
- (3) 市町村は捕獲等申請にかかる確認票を作成し、府（広域振興局等）へ提出する。府は、年間捕殺上限数、捕獲可能期間等を検討し、捕獲檻の設置場所と管理者及び設置者、又は銃器による捕獲者を特定した上で許可をする。
- (4) 現被害林分及びその周辺では、捕獲可能期間前に捕獲檻を搬入することができる。
- (5) 捕獲個体については、原則として殺処分とする。
- (6) 捕獲檻の管理者等は、捕獲許可期間外は、捕獲檻の入り口を閉じて鍵をかけたり、蓋を持ち帰るなどして、不特定者が勝手に檻を使用できないよう適切に管理する。
- (7) 捕獲許可を受けた申請者は、捕獲個体の有無にかかわらず当該年度の被害状況について許可証返納時に報告する。

クマ剥ぎ被害防止捕獲等申請に係る確認調査票

被 害 者		住 所	
		氏 名	
被害地	地 名 面 積・樹 種 林 齢・平均直径		
調 査 員		所 属	
		氏 名	印
調 査 年 月 日		年	月 日
調 査 地			
被 害 の 状 況 被 害 林 分 の 面 積 被 害 林 分 での全被害率 枯 死 木 本 数 など			
激 害 部 分 の 被 害 状 況	面 積 (概 数) 総 本 数 全 被 害 本 数 新 被 害 木 本 数		
備 考			

- 注 1 調査員は、原則として鳥獣保護行政担当職員とする。
- 2 被害地の写真を添付すること。
- 3 激害部分の被害状況は、ある程度被害がまとまって受けている区域について記入する。
- 4 本様式は捕獲許可に添付する「鳥獣被害防止捕獲申請にかかる調査書」に代えることができる。

ツキノワグマ被害(果樹・養蜂)対応マニュアル

京 都 府

果樹被害や養蜂被害は、平成16年度以降、ツキノワグマ（以下、クマという。）の大量出没年に増加してきた。平成25～28年度は毎年出没件数が1,000件を超え、出没が多い状況にあることから、防除対策をとっているにも関わらず果樹被害や養蜂被害が発生しており、地域の産業への大きな打撃となっている。第1次の保護管理計画では、このような事態を想定しておらず、明確な対応策が盛り込まれていなかった。本マニュアルは、その現状を踏まえて、クマの第一種特定鳥獣保護計画を補完するために、対応策についてまとめたものである。

ただし、被害対策としての捕獲の実施については、生産を目的として経営されている果樹園、養蜂場を本マニュアルの対象とすることとし、自家消費を目的とするものや趣味としての果樹栽培・養蜂に関しては、ツキノワグマ出没対応マニュアルにより対応する。両者を分けるのは、前者は、規模が大きいため誘引効果が高いと考えられること及び経済的被害が大きいことによる。

1 目的

京都府に置いて安定的なクマ個体群の維持を図りつつ、クマによる果樹産業及び養蜂産業に対する被害を減少させること、特に集中的な激甚被害の発生を抑えることを目的とする。

2 果樹・養蜂に対する被害とその対応策に関する基本認識

クマによる果樹被害は、果樹（モモ、ブドウ、ナシ、クリ、カキ等）の食害だけにとどまらず、その枝を折って将来の生産量の減少を招く等の被害も含まれる。被害時期はその収穫期とほぼ重なり、毎年のように被害を受ける場所も見られる。

一方、クマによる養蜂被害には、蜜を食べられることだけでなく、巣箱を破壊されてその後の生産量の減少を招く等の被害も含まれる。春先から秋に養蜂を終えるまで被害に遭う可能性がある。養蜂がクマを誘引する恐れもあるため、地域の人々に配慮して人里から離れた場所となったり、蜜源となる花のある場所に合わせて山間地となったりして、被害に遭いやすい場所にせざるを得ない場合もある。クマは、蜂蜜に対する執着が強いので大きな被害になりやすい。また、温室内での受粉のために府内で飼育されている蜂が用いられており、春先の養蜂被害は、養蜂家のみならず地域の農業へも大きな影響を及ぼす。

クマによる果樹被害、養蜂被害ともに、現在、最も効果的な防除対策は電気柵の設置である。そのため、すでに電気柵による自衛を行っている農家も多い。平地では電気柵が本来の効果を発揮することが多いが、山間地では地形的に設置が困難な場所もあり電気柵が期待されるほどの効果を発揮しない場合も見られる。電気柵などの防除対策を実施しているにもかかわらず、被害が発生した場合には、被害防止捕獲も実施されている。

3 果樹・養蜂被害対応の基本方針

防除対策として効果的な電気柵の設置などが行われ、かつそれらの対策が効果を発揮するように維持管理されている果樹園・養蜂場に限り、被害が発生、あるいは発生する可能性が高い場合に、速やか、かつ適切に捕獲を実施する。

4 果樹・養蜂被害防除の実施

以下の点に注意して効果的な防除を実施する。

- (1) クマ対策として効果が確認されている電気柵を適切に設置する。特に、周囲の木を伝い侵入されないように、その恐れのある木や枝の除去や、その木ごと電気柵で囲うなどする。
- (2) クマが身を隠す場所をなくすことで果樹園や養蜂場に近づきにくくすることが防除効果を高めるので、電気柵の近くだけでなく、周辺の下草や藪も、可能な限り刈り払いを行う。
- (3) 電気柵は、クマに侵入することを学習されてしまうと効果が極めて低くなる可能性があるため、電気柵周辺の刈り払いや電圧の確認など、定期的なメンテナンスに努める。
- (4) 侵入の可能性が高い地域では、電気柵を二重に張るなど効果的な対策を検討する。
- (5) 被害の発生する恐れが高い場合には、頻繁に見回りして、早期に被害が発見できるように努める。
- (6) 廃棄した果実が誘引物とならないように、埋設や園外への搬出等適切に処理する。山間地の果樹園でそれらの処理が困難な場合は、廃棄場所を電気柵で囲うなどクマが容易に近づけないように努める。
- (7) 放棄果樹園は、その果樹が誘引物となって被害を拡大する恐れがあるので、市町村や府と協力し、果樹を伐採するなどの対策を速やかに講じるように努める。

5 被害対策としての捕獲の実施

以下の点に注意し、被害防止捕獲により、以下により適切な捕獲を行う。

- (1) 毎年のように被害が発生している果樹園・養蜂場や、防除を行っているにもかかわらず被害にあったことがある果樹園・養蜂場では、事前に捕獲檻を用意することができる。
- (2) 捕獲可能な場所は、原則として当該果樹園・養蜂場の周囲のみとする。捕獲可能な期間は被害時期に限定し、なし等果樹（もも以外）及び養蜂は8～11月の間、ももは6～8月の間（当該果樹園・養蜂場に現に収穫物がある場合に限る。）とする。ただし、春の養蜂被害は大きな損失をもたらすため、特に府が必要と認めた場合に限り、被害発生前の4～5月の間も被害防止捕獲を許可する。
- (3) 市町村は捕獲等申請にかかる確認票を作成し、府（広域振興局等）へ提出する。府は、捕殺上限数、捕獲可能な期間等を検討し、捕獲檻の設置場所と管理者及び設置者、又は銃器による捕獲者を特定した上で許可をする。
- (4) 市町村で、捕獲檻の設置場所及び管理者を把握する。
- (5) 捕獲個体については、原則として殺処分とする。
- (6) 果実や巣箱が数多く残っている場合、被害防止捕獲許可による捕獲後にも他の個体による被害が懸念されるため、被害防止捕獲を継続することができる。

- (7) 捕獲檻の管理者等は、捕獲許可期間外は捕獲檻の入り口を閉じて鍵をかけたり、蓋を持ち帰るなどして、不特定者が勝手に檻を設置できないように管理する。
- (8) 捕獲許可を受けた申請者は、捕獲個体の有無にかかわらず当該年度の被害状況について許可証返納時に報告する。

ツキノワグマ被害（果樹・養蜂）防止捕獲等申請に係る確認調査票

被害者	住所	
	氏名	
被害地	場所	
	被害物	果樹（ ） 養蜂
調査員	所属	
	氏名	印
調査年月日		年 月 日
調査地		
被害の状況 被害地の面積 被害量他		
備考		

- 注 1 調査員は、原則として鳥獣保護行政担当職員とする。
 2 被害地の写真を添付すること。
 3 本様式は捕獲許可に添付する「鳥獣被害防止捕獲申請にかかる調査書」に代えることができる。